

議案第 12 号

令和 6 年度伊賀市大山田財産区特別会計予算

令和 6 年度伊賀市の大山田財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,933 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000 千円と定める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|----------|--------|
| 1 財産収入 | | 12,733 |
| | 1 財産運用収入 | 12,733 |
| 2 繰越金 | | 200 |
| | 1 繰越金 | 200 |
| 歳 入 合 計 | | 12,933 |

歳 出

(単位 : 千円)

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|---------|--------|
| 1 総務費 | | 7,828 |
| | 1 総務管理費 | 7,828 |
| 2 財産費 | | 4,890 |
| | 1 財産管理費 | 805 |
| | 2 財産造成費 | 4,085 |
| 3 公債費 | | 15 |
| | 1 公債費 | 15 |
| 4 予備費 | | 200 |
| | 1 予備費 | 200 |
| 歳 出 合 計 | | 12,933 |